

# 財政金融委員会

## 委員一覧（25名）

委員長	大石 正光	(民主)	自見 庄三郎	(民主)	鶴保 康介	(自民)
理事	大久保 勉	(民主)	徳永 久志	(民主)	中川 雅治	(自民)
理事	藤田 幸久	(民主)	富岡 由紀夫	(民主)	牧野 たかお	(自民)
理事	円 より子	(民主)	前田 武志	(民主)	若林 正俊	(自民)
理事	愛知 治郎	(自民)	水戸 将史	(民主)	荒木 清寛	(公明)
理事	林 芳正	(自民)	峰崎 直樹	(民主)	白浜 一良	(公明)
風間 直樹	(民主)	尾辻 秀久	(自民)	大門 実紀史	(共産)	
川合 孝典	(民主)	鴻池 祥肇	(自民)			
川上 義博	(民主)	田村 耕太郎	(自民)			

(21. 11. 12 現在)

### （1）審議概観

第173回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願23種類142件について、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、金融機関はできる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めること等を内容とする中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案が提出された。委員会においては、条件変更等の申出が企業の信用不安等を招かないようにするための対応策、金融機関に求められる体制整備の具体的な内容、金融検査マニュアル等の改定の方向等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

11月17日、株価指標の先物取引に規制を設ける必要性、平成21年度第2次補正予

算を必要とする理由及びその規模、個人事業主の親族への対価の支払いを必要経費として認めるよう所得税法第56条を見直す必要性、貸金業制度に関するプロジェクトチームでの検討内容と改正貸金業法を完全施行する方針の確認等について質疑を行った。

11月19日、当面の予算編成に対する財務大臣の方針、行政刷新会議の事業仕分けと予算編成の関係、国債発行額が税収を上回った場合に想定される国債市場等への影響、日本経済の現状に対する財務大臣及び金融担当大臣の認識等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成21年11月12日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成21年11月17日(火) (第2回)

- 株価指標の先物取引規制に関する件、平成21年度第2次補正予算の編成に関する件、改正貸金業法の完全施行に関する件等について亀井内閣府特命担当大臣、藤井財務大臣、峰崎財務副大臣及び大塚内閣府副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

川上義博君（民主）、大門実紀史君（共産）

### ○平成21年11月19日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 当面の予算編成に関する件、行政刷新会議の事業仕分けに関する件、補正予算の執行停止に関する件、国債発行の見通しに関する件、財金分離の考え方に関する件、税制改革の理念に関する件等について藤井財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、大塚内閣府副大臣及び峰崎財務副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

林芳正君（自民）、愛知治郎君（自民）、荒木清寛君（公明）

### ○平成21年11月20日(金) (第4回)

- 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（閣法第11号）  
(衆議院送付)について亀井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成21年11月26日(木) (第5回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（閣法第11号）  
(衆議院送付)について亀井内閣府特命担当大臣、藤井財務大臣、大塚内閣府副大臣、峰崎財務副大臣、松下経済産業副大臣、高橋経済産業大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君

に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君（民主）、水戸将史君（民主）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

### ○平成21年11月27日(金) (第6回)

- 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律案（閣法第11号）  
(衆議院送付)を可決した。

(閣法第11号)

賛成会派 民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 自民

なお、附帯決議を行った。

### ○平成21年12月3日(木) (第7回)

- 請願第3号外141件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。